

広報紙 VOL.47

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
令和3年3月



～深層地下水100%水道水のある生活～

「あきしまの水」ブランドづくり

「あきしまの水」ブランドづくりについて

昭島市では、市の魅力を伝える手段として「深層地下水100%水道水のある生活」に着目し、「あきしまの水」ブランドづくりに取り組んでいます。この取組は、水そのもののブランド化ではなく、深層地下水という自然の恵みを使う人々の暮らしをブランド化するものです。

「あきしまの水」を使う人々は、自然と周囲の環境を保全する人々に感謝し、周囲への配慮や思いやりを忘れずに環境に配慮した素敵な生活をしているというイメージをシンボルマークやキャッチフレーズ、夢つなぎ人（あきしまの水紹介冊子）、あきしまの水が好き動画コンテスト受賞作品を活用して発信し、昭島が上質な住環境と素敵なライフスタイルを提供できるまちであることを市内外にPRしています。



「あきしまの水」シンボルマークとキャッチフレーズ

キャッチフレーズはThanks to youで、「ありがとう」「あなたのおかげ」などの意味があり、「you」は恵みを与えてくれる自然、水を大切に人、周囲の環境を保全する人々を表します。シンボルマークのカラーはウォーターブルーのほかにパッションオレンジ、リーフグリーンがあります。利用申請を行えば、市内事業者の方、市民の方も利用することができます。利用申請の方法や活用方法の具体例について説明しているマニュアルもありますので、ぜひご活用ください。詳細については昭島市HP(下記QRコードからもアクセスできます)、または市役所産業活性課(☎042-544-4134)へ。



オリジナル婚姻届・
出生届を入れる封筒にも…



夢つなぎ人（あきしまの水紹介冊子）についてはこちら



あきしまの水が好き動画コンテストについてはこちら

シンボルマークとキャッチフレーズ利用申請についてはこちら



※「あきしまの水」ブランドづくりに関するお問い合わせは、市役所産業活性課(☎042-544-4134)へ。

- も
く
じ
- 1 P ◇～深層地下水100%水道水のある生活～
「あきしまの水」ブランドづくり
 - 2 P ◇口座振替を利用していない方へ
3月から水道料金等の納入通知書
(請求書)は検針時に投函しています
◇引越しの際にはご連絡を

- 3 P ◇スマートフォンのアプリでも水道料金等の
お支払いができます
◇「あきしまの水」がアルミボトルに
- 4 P ◇雨水貯留槽設置助成制度をご存知ですか
◇お水のムダをなくしましょう
◇水道工事をするときは

□座振替を利用していない方へ
3月から水道料金等の納入通知書(請求書)は検針時に投函しています

水道料金・下水道使用料のお支払いに口座振替
を利用していない方には、令和3年3月検針分
(偶数月検針地区は4月検針分)から、検針員が
検針にお伺いした際に、その場で納入通知書(請
求書)を発行・封入してポスト等へ投函していま
す。

これまで、納入通知書（請求書）は、はがき形式で発行し、検針日にかかわらず検針月の翌月中旬頃に郵便でお届けしていました。このため、奇数月の検針地区にお住まいの方は「2月末に支払ったのにもう請求書が来た」と戸惑われたのではないのでしょうか。

そこで、納入通知書（請求書）の検針時発行・封入・投函への変更に関する留意点とお願いを次のとおりまとめましたので、ご協力をお願いします。

ご連絡・お問い合わせは、業務課へ
☎042-543-6111 FAX 042-543-6118

(新しい納入通知書の見本)

[illegible]

引越しの際にはご連絡を

最近引越しをされた方、間もなく引越しをされる方、水道の使用開始や中止のご連絡はお済みですか。お引越しの際には、忘れずに水道部までご連絡をお願いします。

◇使用を中止するとき（転出・転居）

次のことをお知らせください。

- ①お客様番号
(検針票や領収書で確認してください)
②水道の使用場所・氏名・引越し日・引越し先

◇使用を開始するとき（転入）

お電話をいただくか、郵便受けや玄関などに置かれている「水道使用届書」に必要事項をご記入の上、同封の封筒（切手不要）により郵送してください。

※電話によるご連絡は、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までをお願いします。
※インターネット（東京電力引越れんらく帳）もご利用いただけます。

東京電力引越れんらく帳



ご連絡・お問い合わせは、業務課へ
☎042-543-6111 FAX 042-543-6118
※音声ガイダンスに従い該当する番号を入力してください

スマートフォンのアプリでも水道料金等のお支払いができます

令和3年3月検針分以降に発行する納入通知書（請求書）から、これまでのお支払い方法に加え、スマートフォンのアプリ決済サービスも利用することができます。

事前に、ご利用可能な決済サービスアプリをスマートフォンにインストールし、利用登録を行い、電子マネーをチャージしておけば、納入通知書（請求書）のバーコードを読み込んで、ご自宅や外出先でも水道料金等をお支払いいただけます。

お支払い方法やアプリの操作方法等、詳しいことは、ご利用可能な決済サービス各社の公式ホームページをご確認ください。ご利用可能な決済サービスは次の6種類です。

【ご利用可能な決済サービス】

- ・LINE Pay 請求書支払い
- ・PayPay 請求書払い
- ・au PAY(請求書支払い)
- ・PayB※1
- ・楽天銀行コンビニ支払サービス
(楽天ペイはご利用になれません。)
- ・銀行 Pay (ゆうちょ Pay など)※2



なお、アプリ決済サービスでお支払いいただけるのは納入通知書（請求書）に記載されたお支払い期限までです。期限までにお支払いください。そのほか、主な注意事項は次のとおりです。

【注意事項】

- 1 お支払手数料はかかりません。
 - 2 アプリのダウンロード及びご利用に関わる通信料はお客様のご負担となります。
 - 3 タブレット、パソコン及びガラケーからはご利用いただけません。
 - 4 スマホ決済では領収書が発行されません。領収書が必要な場合はご連絡ください。
また、領収印のない納入通知書がお手元に残りますので、二重払いにご注意ください。
 - 5 各アプリには、お支払いできる金額には上限があります。詳しくは、各社の公式ホームページ等をご確認ください。
- ※1 ご利用の金融機関が PayB に対応しているか、PayB 公式ホームページでご確認ください。ご利用の金融機関によりご利用いただける時間及び必要なアプリが異なります。
- ※2 銀行 Pay を導入しており、払込票支払い対応の金融機関のサービスが利用できます。
現在、利用可能なサービスは、ゆうちょ Pay、YOKA!Pay、こい Pay(COi Pay) で、金融機関により必要なアプリが異なります。

お問い合わせは業務課へ
☎042-543-6111

「あきしまの水」がアルミボトルに

深層地下水 100%の昭島の水を充填した「あきしまの水」アルミボトルができました。

「あきしまの水」アルミボトルは非売品のため、一般の方への販売はありません。

現在は、ふるさと納税の返戻品としてラインナップされているほか、市内小中学校に備蓄し、災害時における帰宅困難な児童・生徒の飲料水確保のために、また、市の行事等で配布し、深層地下水 100%の昭島の水道水の PR に役立てています。

賞味期限は5年間ですが、一度開けたボトルの水はすぐに飲みきってください。また、アルミボトルは、ラベルをはがさずにリサイクルできますので、空きボトルは、資源ごみの日にラベルをはがさずに出してください。



雨水貯留槽設置助成制度をご存知ですか

雨水貯留槽とは、屋根に降った雨水を貯める容器で、貯めた雨水を植木への水やりや庭の水まきなどに利用することにより節水に役立ちます。設置は雨どいから管を接続するだけで簡単です。

設置助成金は、昭島市内に所有又は使用している建物に雨水貯留槽を設置する場合に、1基当たりの購入金額（設置費用は含みません）の3分の2に相当する金額（限度額3万5千円）を個人に対して助成するものです。

なお、雨水貯留槽は、ホームセンターや建材店で購入できます。

※市税等に未納がある場合は、助成を受けられない場合があります。

設置する場合は事前にご相談ください
 ご相談は、工務課給水係へ
 ☎042-543-6111

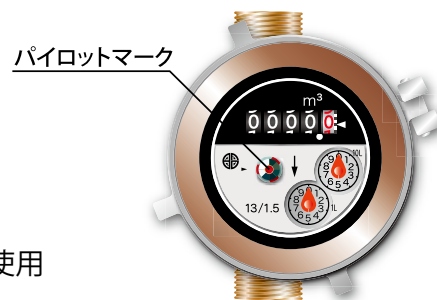


お水のムダをなくしましょう

簡単に漏水チェック

水道メーターで手軽に漏水の発見ができます。

まず、すべての蛇口から水が出ていないことを確認し、水道メーター内の銀色のパイロットマークを見てください。ゆっくりでも回っていればどこかで漏水しています。



トイレの水洗レバーにも気を付けて

トイレの水が流れたままになることもよくあります。トイレの使用後は水洗レバーがしっかり戻っているかどうか確認してください。

水道工事をするときは

工事にはお申し込みが必要です

水道工事は無断で行うことはできません。お家のリフォーム等に伴う水道工事、建物の解体で水道管を撤去する工事や貯水槽を取り外す工事をする場合には、事前に水道部へ申し込み、承認を受ける必要があります。

また、水道工事は、昭島市の指定を受けた指定工事店（昭島市指定給水装置工事事業者）へお申し込みください。

工事を依頼する前に

水道工事を依頼するときは、お客様ご自身が指定工事店に申し込み、契約をすることになります。工事後のトラブルなどを避けるため、次の事項に十分ご注意ください。

- 1 お客様が希望する内容の工事を行うことができるか、指定工事店によく確認しましょう。
- 2 なるべく複数の指定工事店から見積書を取り、内容を検討しましょう。見積りが有料となる場合もありますので、見積依頼をする前に確認してください。
- 3 契約前に工事の内容、費用、アフターサービスなどについて、納得できるまで十分な説明を受けましょう。また、工事が終わりましたら、工事完成図を受け取るようにしましょう。

指定工事店や水道工事に関する問い合わせは
 工務課給水係へ ☎042-543-6111